

2022年5月13日
一般社団法人 iCD 協会

SSUGによる訴訟の終了についてのご報告

特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会（以下、SSUG）（専務理事：高橋秀典）が、弊協会を相手取って提起した下記の訴訟は、令和4年3月29日、SSUGが『請求の放棄』（民事訴訟法266条）^{注）}を行うことで終了いたしました。

本訴訟のいきさつを懸念し、ご心配をいただいた会員および関係の方々もおられましたので、ここに改めて報告させていただきます。

注）『請求の放棄』とは、以下のように解されています。

- ・請求が理由のないことを自認する原告の裁判所に対する意思表示
裁判所書記官研修所監修「民事訴訟法講義案」247頁、司法協会、
令和3年10月発行
- ・請求としての権利主張が不当であると自認する原告の訴訟上の陳述
兼子一監修「条解民事訴訟法」（第2版）1470頁、株式会社弘文堂、
平成23年4月15日）

SSUGの訴えをうけて、弊協会は裁判所に対し2年半に及び一貫して「SSUGの請求には理由がない」「主張は不当である」と主張し続けてきました。

SSUGは、自ら理由有りとして主張して訴えを起し、請求の根拠を変えながらも2年半にわたり争ってきましたが、このたび裁判所に「請求に理由がない」「請求としての権利主張が不当である」と自認することとされている『請求の放棄』を行い、自ら訴えを終了させました。

「SSUGの請求には理由がない」「主張は不当である」という弊協会の一貫した主張を、SSUGも認めたという意味で、弊協会の主張が全面的に正しかった事が証明された結果で、本件訴訟は終了いたしました。

記

訴訟 令和元年（ワ）第29896号 立替金等返還請求事件
特定非営利活動法人スキル標準ユーザー協会（SSUG）（専務理事：高橋秀典）
被告 一般社団法人 iCD 協会（理事長：金 修）

当該訴訟の経緯の概略は次のとおりです。

- ・令和元年11月6日：SSUGは弊協会を相手取って、1千万円の返還を求める訴えを東京地裁に提起。
- ・弊協会は、SSUGの請求には「理由がない」「権利主張は不当」と主張して全面的に反論。
- ・令和4年3月25日：SSUGは裁判所に対して『請求の放棄』の意思を表示。
- ・令和4年3月29日：裁判所は「弁論準備手続調書（放棄）」を作成し、本件訴訟は終了。

上記の通り、実質的な弊協会の勝訴という形で本裁判は終了いたしました。

弊協会は、iCDに関する調査及び研究、普及啓発及び指導、情報の収集及び提供等を行うことにより、企業目標の達成を支援し、もって我が国の産業経済発展に寄与することを目的としています。今後の活動においては、当該目的に賛同頂ける皆様と過去の経緯にこだわることなく協調し、なお一層 iCD の普及に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申しあげます。

以上

■一般社団法人 iCD 協会

本社所在地：〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-2-22 千代田ビル 6F

理事長：金 修

設立：2018年2月

事業概要：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開した「iCD (i コンピテンシ
ディクショナリ)」に関する調査及び研究、普及啓発及び指導、情報の収集及び提供等

URL：<https://www.icda.or.jp/>

当りリリースに関するお問い合わせ先

一般社団法人 iCD 協会

担当：広報担当

Mail：icda-info@icda.or.jp

Tel：03-4530-6226